

事務連絡  
令和元年10月16日

岩手県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
岩手県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
宮城県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
宮城県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
福島県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
福島県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
茨城県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
茨城県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
栃木県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
栃木県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
群馬県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
群馬県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
埼玉県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
埼玉県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
東京都 災害救助担当主管部（局）長 殿  
東京都 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
神奈川県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
神奈川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
新潟県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
新潟県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
山梨県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
山梨県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
長野県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿  
静岡県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
静岡県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）

#### 避難所利用者の入浴等の支援について（留意事項）

令和元年台風第19号に伴う災害においては、災害救助法が適用された市町村での避難所の生活環境の整備等について、避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合

は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、入浴の機会の確保等を図るなどの対策を講じるよう、お願いしております。

また、避難所には、そこで避難生活をしている避難者だけでなく、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者も利用しており、停電や断水により、入浴できない被災者が来ることもあります。

このための支援策として、住民を含む避難所利用者が、民間のホテル・旅館等で入浴、宿泊等した場合の費用についても、貴都県と内閣府との協議により、災害救助費の避難所の設置のため支出できる費用の支弁対象になります。

今回の災害において万全を期すため、改めてお伝えするとともに、管内の災害救助法適用市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願いいたします。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

赤司、浅井、山田

TEL 03 - 3501 - 5191

(参考)

○災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（抄）

（救助の種類等）

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

○災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）（抄）

（救助の種類）

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 10 号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 死体の捜索及び処理
- 2 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第 3 条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

- 2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○内閣府告示第 228 号（抄）

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 1 号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1 人 1 日当たり 330 円以内とすること。